

土木工事共通特記仕様書

第1章 総則

- 1 本共通特記仕様書は、都城市が発注する工事（以下「工事」という。）の特記仕様書第1-2条に共通特記仕様書が明記されている工事に適用する。
- 2 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「土木工事共通仕様書」の順とする。
- 3 共通特記仕様書の各条項の適用について疑義が生じた場合は、監督員に確認を行うこと。

第1-1条 工事書類の簡素化について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化の対象工事である。
- 2 宮崎県が定める「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。
- 3 工事書類簡素化要領に定めのない事項は、監督員と協議するものとする。
※「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>工事書類の簡素化について）に掲載している。

第1-2条 占用物の取扱いについて

- 1 工事着手にあたっては、既設占用物及び予定占用物の調査を行うこと。なお、該当物がある場合は、2、3及び4によるものとするが、該当物がない場合もその旨を報告すること。
- 2 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じる場合は、速やかに報告すること。
- 3 現況において占用物ではないが、工事完了時点で占用物となる可能性のあるものについては、速やかにこれを報告すること。
- 4 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じない場合で、占用物の内容、位置等が設計図に記載されていない場合は、設計図に記載し、報告すること。なお、記載する具体的な内容については発注者と協議のうえ決定する。

第1-3条 記録媒体による電子データの提出について

受注者は、提出書類を記録媒体（CD-ROM等）により電子データで提出する場合には、事前にウイルスチェックを行うこと。

ウイルスチェックソフトは、最新のウイルスも検出できるように常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。

なお、USBメモリでの提出は原則不可とする。

第1-4条 設計変更ガイドライン等の適用について

- 1 設計変更等については、都城市工事請負契約約款第18条から第24条及び土木工事共通仕様書1-1-15から1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについて

は、「設計変更ガイドライン（令和5年10月 都城市）」及び「工事一時中止に係るガイドライン（令和5年10月 都城市）」によることとする。

- 2 工事目的・起終点・工事内容に変更がなく、事前調査又は施工結果により数量変更が生じるものは、速やかに受発注者間協議を行うこと。このとき、受発注者間で合意した数量をもって設計変更を行うことができることとする。

第1-5条 工事のデジタル写真の黒板情報電子化について

工事のデジタル写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後に、監督員へ黒板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出、承諾を得たうえでデジタル写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、黒板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出る際に、本工事での使用機器が分かる資料も併せて提出するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」記載の「デジタル写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者はURL（<https://www.jcomsia.org/kokuban/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写

真ビューソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

第1-6条 提出書類の様式について

提出書類の様式は、都城市ホームページ（ホーム＞産業・事業者＞入札・契約・検査＞入札・契約＞入札・契約の手続き＞建設工事の共通様式＞工事担当課に提出する書類 契約課に提出する書類）に掲載しているほか、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設技術情報（土木工事共通仕様書等）＞（4）提出書類の様式集）に掲載している。

第1-7条 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）について

本工事における、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、監督員に提出しなければならない。

これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

また、法令等に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

なお、建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成し、提出するものとする。

第1-8条 工事工程の共有について

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1～6に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- 1 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3 猛暑日日数が発注時点で見込んでいる猛暑日日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- 4 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 5 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 6 その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第1-9条 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第1-10条 工事完成図書の電子納品等について

本工事は、工事完成図書の電子納品とすることができる。

なお、電子納品の実施については、工事着手前に監督員と協議すること。

第1-1-1条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事とする。

試行にあたっては、宮崎県の「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。ただし、「LGWAN-ASP」対応システムの使用を推奨する。

試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事等における情報共有システム活用の試行について）から入手できる。

第1-1-2条 遠隔臨場について

本工事は、遠隔臨場対象工事とする。

受発注者で実施について協議を行い、実施する場合は、宮崎県の「建設現場における遠隔臨場の実施要領」及び「建設現場における遠隔臨場の実施に関する取扱い」に基づき行うものとするが、利用するアプリケーションは、発注者から受注者にアカウントを貸与する。

実施要領等の必要な情報については、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>県土整備部の建設現場における遠隔臨場の実施について）に掲載している。

第1-1-3条 営繕施設関係について

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の対象工事とする。

実施にあたっては、宮崎県の「建設現場における快適トイレ設置要領」に基づき行う。

要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設現場における快適トイレ設置要領の制定について）から入手できる。

第1-1-4条 建設業退職金共済制度の履行について

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

第1-1-5条 共同企業体の施工体制について

1 本工事を請け負う共同企業体は、各構成員の役割分担を明確にするため、共同企業体編成表及び現場職員編成表を作成し、施工計画書の現場組織表の次に添付すること。

共同企業体編成表とは、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等が記載されたものとする。

現場職員編成表とは、次のことが記載されたものをいうものとする。

- (1) 各構成員の業務分担。
- (2) 各構成員の監理技術者又は主任技術者の業務分担。
- (3) 各構成員が監理技術者等以外に作業主任を置く場合の工事内容及び氏名。

工事内容は、積算体系のレベル3までとし、各構成員において、施工を区分しない場合は、監理技術者等以外に作業主任者を置く工種について、作業主任者が行う工事内容及び氏名を記

載するものとする。

- 2 現場職員の配置にあたっては次の事項に配慮すること。
 - (1) 工事の規模、内容及び出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - (2) 配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢及び資格等を勘案して決定すること。
 - (3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - (4) 各構成員の有する技術が最大限発揮されるように配慮すること。

第1-16条 工事に使用する木材について

- 1 工事に使用する木材は、県内で生産・加工された木材（以下、「県産木材」という。）を使用するよう努めるものとする。
- 2 工事に使用する木材は、森林関係法令上、合法的に伐採された木材で、有害な腐れ、曲がり、割れ、空洞等の欠陥のないものとする。
- 3 受注者は、防腐処理を施した木材を工事に使用する場合は、設計図書によるものとする。
- 4 受注者は、現地発生木材を使用する場合には、品質・形状について、監督員と協議しなければならない。

第1-17条 工事に使用する材料等について

受注者は、工事に使用する材料や製品について、市内の事業所、工場等で産出、生産、製造されたものを使用するよう努めるものとする。

第1-18条 一次下請について

受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、その一次下請負人は市内本店企業を選定するよう努めるものとする。

第2章 施策

第2-1条 熱中症警戒アラート等について

受注者は熱中症対策として、環境省が配信する熱中症警戒アラート等のメール配信サービスを登録するなど、熱中症特別警報情報を確実に入手できる体制を整えなければならない。
(参考：熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp>)

第2-2条 熱中症対策について

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、宮崎県の「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正について」は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）から入手できる。

第2-3条 公共工事三者検討会について

当該工事は、公共工事三者検討会の対象工事とするため、工事着手前に土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1-1-3の第2項に定めるとおり、設計図書の照査を実施し、発注者に照査後質問書（必要に応じて質問の根拠となる資料を含む）を提出するとともに三者検討会の開催を要請することができるものとする。なお、発注者がその内容を精査した結果、開催の必要性が乏しいと判断される場合は開催しないものとする。

第2-4条 休日の確保について（週休2日工事）

本工事は、完全週休2日（土日）工事の対象工事である。

実施に当たっては、「『週休2日工事』実施要領」に基づき行う。

ただし、実施要領に記載の実施状況に応じた評定の考え方については、考慮しないものとする。

実施要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日工事」の実施について）から入手できる。

第2-5条 ICT活用工事について（受注者希望型）

1 適用

本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

なお、実施にあたっては、宮崎県の「宮崎県ICT活用工事 実施要領（一般土木版）」（令和8年3月19日制定）に基づき行うものとするが、適用工種及び規模については、次項のとおりとする。

2 適用工種・規模

本工事で適用するICT活用工事の工種及び規模は以下のとおりとする。

- ・土工（7,000m³以上）

3 実施手続

受注者は、ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。

また、ICT活用工事とは、以下に示す①から⑤までの各段階において、ICTを全面的に活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、本工事においては、部分的なICTの活用を認め、その場合も②、④及び⑤は必須とする（④が該当無しの場合は、②及び⑤を必須とする）。

4 設計変更

受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とする。

5 掘削工（河床等掘削含む）の工事積算

掘削工のICT建設機械による施工は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。

ICT建設機械を使用しているが、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）〔ICT建機使用割合100%〕」及び「河床等掘削（ICT）〔ICT建機使用割合100%〕」の施工数量として変更するものとする。

6 盛土工の工事積算

盛土工におけるICT土工の積算対象は、ICT建設機械のみで施工した工事とし、通常建設機械を併用して施工した工事は対象とならない。

7 3次元起工測量及び3次元設計データの作成

受注者は、発注者の指示に基づき3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、見積書を監督員に提出するものとする。

8 工事成績評定について

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」の評価項目において次のとおり評価するものとする。

- (1) ICT活用工事として起工測量から電子納品まですべての段階でICTを活用した工事は、「創意工夫」において2点の加点とする。
- (2) 第2－5条の3に記載している部分的なICT活用を実施した工事は、「創意工夫」において1点の加点とする。

9 現場見学会の実施について

ICT活用工事等の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議して決定するものとする。

10 ICT活用証明書の発行

「ICT活用証明書」は受注者が希望する場合のみ発行するものとし、基本的に発行しないものとする。

注) 下記要領は宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事におけるICT活用工事の取組について）に掲載している。

・宮崎県ICT活用工事 実施要領（一般土木版）（令和8年3月19日制定）

第2－6条 現場環境改善費について

- 1 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
- 2 実施する内容については、〔表-1〕の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容とする。
- 3 施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な内容、実施時期につ

いて、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。

- 4 実施後は、現場環境改善の実施写真を4つの内容ごとに提出するものとする。

[表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- 5 熱中症（防寒）対策に関する現場環境改善費の取扱いについては、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「現場環境改善費」について）で確認できる。

第2-7条 CCUS活用推奨モデル工事について

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
- 2 受注者は、契約後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 4 CCUS現場利用料等は当初設計においては計上していないが、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、実績に基づき「CCUS現場利用料等」として最終の設計変更時に費用計上するものとする。
なお、費用計上に当たっては、実績が確認できる資料を監督員に提出すること。
- 5 試行に当たっては、宮崎県の「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」及び「建設キャリアアップシステム活用モデル工事の積算」に基づき行う。
- 6 前項については、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について）から入手できる。

第3章 施工

第3-1条 工事材料の使用について

本工事の設計図書にて品質規格を明示している工事目的物にかかる材料については、設計図書にて製品名を指定材料として明示しているものを除いて、すべて同等品以上のものを使用できるものとする。

なお、図面内に製品の形状・寸法等の詳細図が示されており、製品メーカーを特定できる場合においても、あくまで参考図扱いとし、製品メーカーを指定するものではない。

第3-2条 工事材料使用願の提出について

本工事における工事目的物にかかる工事材料（任意仮設を除く。）については、市内製品の優先使用に努めることとし、「工事材料使用願」（都城市様式）と品質規格証明書等を工事の着手までに監督員に提出しなければならない。

第3-3条 舗装の品質管理について

車道の舗装については、舗装計画交通量（台/日・方向）に基づく品質管理を行うこと。

第3-4条 土石流の発生する恐れのある工事現場の安全対策について

- 1 本工事は、労働安全衛生規則（平成10年労働省令第1号）に定める土石流の発生するおそれのある現場であるため、工事の施工にあたり、同規則に基づき十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を実施すること。
- 2 施工に先立ち作成される施工計画書に安全対策を明記し、監督員に提出すること。この際、当初積算で計上した項目と異なる対策で、必要と認められるものについては、設計変更の対象とする。
- 3 安全対策に資する以下の資料を提供する。
<提供資料>
 - (1) 地形図（2万5千分の1）、航空写真、流域面積、河床勾配
 - (2) 最新及び過去の土砂災害発生年月日、災害状況写真、災害時降雨量、最新の崩壊分布図
 - (3) （一財）河川情報センターからの降雨量に関する情報

第3-5条 急傾斜地崩壊防止工事の安全管理について

- 1 設計図書に特に定めのない事項については、「急傾斜地崩壊防止技術指針」（全国治水砂防協会）の基準によるものとする。
- 2 斜面の切土工事においては、施工中の落石、崩壊等の発生を防止するため10～20m程度の短区間に区切り施工することとし、切取面、掘削面を長時間放置することがないようにすること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 3 斜面下部には、土砂等の崩落に備えて仮設防護柵を設置した後、工事に着手すること。また、工事が完了するまでこれを設置すること。ただし、現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と十分に協議し、同等の機能を有する安全対策を実施すること。

- 4 施工に先立って、斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、切土施工斜面上方の仮排水路の設置、湧水箇所の処置について十分に検討し、安全に施工区域外に排水するように排水計画を作成し、監督員の承諾を得ること。
また、切土施工中や降雨が予想される場合には、ビニールシート等による被覆や、切土斜面への流入、湛水が生じないように仮排水路を設置するなどの手段を速やかに講じること。降雨後には斜面の調査を行い、湧水の状況や亀裂等の変状を点検し、安全を確認した後、工事を行うこと。
- 5 施工中の斜面監視体制として、必要に応じて、斜面の見張り員の配置や簡易な雨量計、伸縮計、観測機器の設置を検討すること。
- 6 施工にあたって、監督員と協議のうえ、あらかじめ関係住民等に対し、施工の内容、工程その他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合、又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得ること。

第3-6条 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）について

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す内容について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、国土交通省の「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領(案)」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数：

〇〇工 〇〇〇工法 ： 配合設計段階〇〇検体、施工後段階〇〇検体
××工 ×××工法 ： 配合設計段階××検体、施工後段階××検体
合計△△検体

タンクリーチング試験対象工種及び検体数：

〇〇工 〇〇〇工法 ： □検体
××工 ×××工法 ： ◆検体
合計▽▽検体

第3-7条 産業廃棄物の処理に係る税について

本工事により発生する建設廃棄物のうち、宮崎県内の焼却施設及び最終処分場に搬入する建設廃棄物は、産業廃棄物税（県税）が課税されるので適正に処理すること。

第3-8条 再生骨材の使用について

- 1 再生骨材の使用
受注者は、単価抜設計書に明示された再生骨材を使用するものとする。
- 2 再生骨材の供給がある場合
受注者は、工事に使用する再生骨材の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担にお

いて整備し、監督員に提出するものとする。

3 再生骨材の供給がない場合

受注者は、工事現場から40kmの範囲内にある全ての再資源化施設^{注)}に、宮崎県建設技術センターの規格試験に合格した再生骨材がないことを証明する書類を、監督員に提出するものとする。

注) 規格試験に合格した再生骨材を生産している再資源化施設

第3-9条 再生加熱アスファルト混合物の使用について

1 再生加熱アスファルト混合物の使用

受注者は、単価抜設計書に明示された再生加熱アスファルト混合物を使用するものとする。

2 再生加熱アスファルト混合物の供給がない場合

受注者は、工事現場から40kmよび運搬時間1.5時間以内の範囲内の再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設に、宮崎県建設技術センターの承認を得た再生加熱アスファルト混合物がないことを証明する書類を、監督員に提出するものとする。

第3-10条 岩盤上の舗装について

1 岩盤上の舗装については、厚さ10cmのコンクリート（設計基準強度18N/mm²）で不陸整正した後、加熱アスファルト混合物を舗設すること。ただし、コンクリートの出来形管理については、下層路盤工に準拠して行うものとし、その厚さについては、コア採取もしくは掘り起こしにより測定するものとする。

2 岩盤上に湧水がある場合や、岩盤に亀裂がある場合、又は、泥岩など掘削後軟弱化しやすい岩質の場合などは、監督員と協議すること。

3 岩盤の極端な凹凸はコンクリートのひび割れの原因になることがあるので、岩盤はできるだけ平滑に仕上げること。

第3-11条 橋梁耐震補強工事におけるアンカー工について

1 橋梁耐震補強工事において既設コンクリート構造物に設置するアンカー工に適用する。

2 工事施工前に現地調査を行い、補強実施対象の橋梁上部工及び下部工について、形状、寸法、既設鉄筋の位置、添架物等を事前に確認し、調査結果を監督員に提出すること。

3 既設構造物の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と協議するものとする。

4 アンカー工の削孔については、現地調査結果を監督員に提出し、監督員の承諾を得た後に着手すること。

5 アンカー工の削孔にあたっては、既設鉄筋に損傷を与えないように施工すること。仮に、削孔中に鉄筋に当たった場合は、直ちに削孔を止め、監督員と協議すること。

6 削孔長、アンカー長、アンカー定着長などの出来形管理並びに写真管理については、全数を対象に、「アンカー施工管理基準及び規格値」に基づき行うこと。

7 受注者は、既設コンクリートの削孔完了後に、監督員による削孔長の立会確認を受けてから、アンカー挿入工、ブラケット製作工及び鉄筋加工組立工等に着手すること。

アンカー工の施工管理基準及び規格値（橋梁耐震補強工事）

出来形管理基準

測定項目	規格値	測定基準	摘要
------	-----	------	----

削孔深さ	設計深さ以上	全 数	
アンカー長	設計長以上	全 数	
アンカー定着長	±20mm	全 数	

アンカー定着長は、原則として超音波探傷器による測定値による。

写真管理基準

撮影項目	測定基準	摘 要
アンカー長 (材料)	全 数	
削孔深さ	全 数	

第3-12条 微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定について

- 1 本工事は、コンクリート構造物の品質確保を図ることを目的として実施する微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事である。
- 2 測定は、国土交通省の「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」に従い行うものである。
- 3 試験方法については、国土交通省の「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」の「6. 測定方法」に基づき選定し、監督員と協議の上、決定するものとする。
- 4 本試験に関する資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。
- 5 これに定めのない事項については、監督員と協議するものとする。

第3-13条 非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定について

- 1 本工事は、コンクリート構造物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的として実施する非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事である。
- 2 非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、国土交通省の「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」に従い行うものとする。
- 3 本試験に関する資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。
- 4 本試験は品質管理として行うものであり、出来形管理（平均間隔及びかぶりの管理）を省略することはできない。
- 5 これに定めのない事項については、監督員と協議するものとする。

第3-14条 一般的な鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について

- 1 一般的な鉄筋コンクリート構造物（コンクリート舗装工、現場打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工は除く）のスランプ値は12cmを標準とする。
- 2 スランプ12cmのコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。
 - ・流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
（平成29年3月 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会）

第3-15条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- 1 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域※1が含まれる工事である。
- 2 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。
- 3 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、都城市工事請負契約約款第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時止するものとする。
その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 4 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受け作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 5 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督員に報告するものとする。
- 6 なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督員と協議できるものとする。

※1 宮崎県全域は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。